

久喜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の趣旨

(1) 出産育児一時金の見直し

健康保険法施行令等の一部改正により、条例で定める出産育児一時金の額を改正するものです。

令和4年1月1日から産科医療補償制度の掛金が4千円引き下げられることに伴い、市規則で定める加算額について同額を引き下げます。

一方、出産育児一時金等の総額を維持するため、条例で定める出産育児一時金の本体について、4千円を引き上げる改正を行うものです。

産科医療補償制度とは、通常の妊娠・分娩にもかかわらず重度脳性麻痺となった赤ちゃんと家族の経済的負担を補償するため、1件あたり3000万円を支払うものです。

(2) 引用する条項の整備

本条例で引用している国民健康保険法で定める「特定健康診査等」の定義規定の条項について、条ずれが生じているため、改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 出産育児一時金の見直し

出産育児一時金の額を、「40万4千円」から「40万8千円」に改める。

施行期日 令和4年1月1日

	改正後	改正前	備考
出産育児一時金	40万8千円	40万4千円	市条例で定める
産科医療補償制度の掛金	1万2千円	1万6千円	市規則で定める
合計	42万円	42万円	

【参考】久喜市国民健康保険に関する規則

(出産育児一時金額の加算)

第41条 条例第6条に規定する出産育児一時金は、前条による申請の際に健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるために必要な書類の提出があったときは、1万2千円を加算する。

(2) 引用する条項の整備

引用する条文を国民健康保険法「第72条の4」から「第72条の5」に改める。

施行期日 公布の日から